

水俣市商店街等組織地域活性化事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において商店街等組織が自発的かつ積極的に実施する地域特産品開発や特色ある地域活性化イベント等の地域活性化に資する各種事業を支援する補助金を予算の範囲内において交付することに関して、水俣市補助金等交付規則(昭和62年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等組織」とは、市内商工業者等を構成員として設立された法人又は任意の団体をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助対象事業の内容、補助対象経費、補助率、限度額、補助回数、期間及び補助条件は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする商店街等組織(以下「申請者」という。)は、年度ごとに補助対象事業を実施しようとする日の7日前までに規則第3条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 定款、会則等

(2) 会員名簿

(補助対象事業の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次に定める軽微な変更以外の変更の場合とする。

(1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業に要する経費のうち、各経費区分の配分額の20パーセント以内の変更

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日(その日が休日に当たるときは、その翌日)のいずれか早い日までに規則第13条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払いを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月5日告示第18号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月25日告示第110号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年9月10日から適用する。

附 則（令和8年6月5日告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月6日から適用する。